

平成 年 月 日

有期雇用社員（派遣契約含む）就業規則変更 及び無期転換のお知らせ

株式会社インターワークス

代表取締役 山口 博章

貴殿には、有期雇用社員（派遣契約含む）として職務に精励していただき、ありがとうございます。さて、平成30年1月1日より契約社員、パートアルバイト、派遣社員の就業規則を一部改定いたしました。同時に無期雇用契約社員への転換に関する制度を創設いたしましたので、併せてご確認ください。

無期雇用契約社員登用制度要件

有期雇用社員（派遣契約含む）が次の各号に規定する内容をすべて満たした場合に限り、無期雇用契約社員への登用を申請することができるものとする。

1. 本人が社員を希望しており、意欲があること

2. 有期雇用社員（派遣契約含む）については、会社において6か月以上
（派遣に関しては1回以上の更新）の勤務実績があること
3. 無期雇用社員向け就業規則に従うことができること
4. 会社の人事異動に関する業務命令に応じられること
5. 所定の手続により申請ができること
6. 原則、有期雇用社員時の勤続年数は通算せず、年次有給休暇の勤続年数算定においては、有期雇用社員の勤続年数を通算することに同意できること。